

相続・遺言・後見・離婚その他困りごと

行政書士による

相続・遺言無料相談会

- ◎相続人が遠方に多くいる場合の手続きは？
- ◎お世話になった人へ遺言を残したいのだが…
- ◎協議離婚を円満にするにはどうしたらよい？

◆12月16日(土) プラザおおむら 楽屋A

(大村市本町 326 番地 1)

① 10時～ ② 11時～

※個別相談のため、事前予約制です。

詳細は
「相続しあわせ相談室ホームページ」
で確認してニヤ！



相続しあわせ相談室

検索

法務書類の作成とご相談

行政書士事務所



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

相続しあわせ相談室

いさん まるくよく

☎: 0120-13-0949

大村市黒丸町197番地5

0957-47-8380・FAX:0957-47-8399

(予約受付=午前9:00~午後7:00土日祝対応可)

特定行政書士 宮本 秀樹

(入国管理局申請取次行政書士: 中小企業庁ミラサポ派遣専門家)

※私どもは行政書士法に則り 秘密を厳守します

